

## 第5回労働協約交渉

# 乗務員勤務、賃金関係で交渉！ 職務手当は現在の特殊勤務手当の 支給額を下回らないこと

### 国労の主張

◆安全かつ安全輸送の確保に直接的に関連するなどの乗務労働の特殊性は予備勤務を含めてすべて有しているから、在宅休養時間を確保すべきである。

### 国労の主張

◆予備勤務全般を40条適用とせず、一定期間待機の状態のものに限り40条適用とすべきである。

### 国労の主張

◆現行制度対象者に対しては、定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を見直すべきである。

### 国労の主張

◆国鉄採用者は昇進しなければ年間ポイントも少なく、現行の制度では2,020万円に届かないものもある。最低でも退職金は2,020万円を補償すべきである。

### 国労の主張

◆職務手当は車両所などの入れ替えを中心に行う社員が大幅減額となった。駅社員の職名変更でも減額は認められない。減額となった職務手当を見直すべきである。



# 国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：一柳 弘一